

立教日本語教育実践学会(R-JLEP)学会誌 『日本語教育実践研究』投稿規程

第1条(名称等) 立教日本語教育実践学会 学会誌として、『日本語教育実践研究』(Journal for the Study of Japanese Language Education Practice)を毎年刊行する。

第2条(掲載論文等) 本学会誌に掲載する論文は、依頼論文、および、投稿論文とする。
2 論文以外に実践報告(調査報告)を掲載することができる。

第3条(投稿論文種別) 本学会誌において受理する投稿論文は、次の3種類とする。ただし、すべての論文は、投稿時において、印刷物ならびに電子媒体物として未公表のものとする。

- (1) 研究論文：日本語教育および広く言語教育に関する理論的・実証的研究論文
- (2) 実践報告(調査報告)：日本語授業の実践や日本語教育の状況調査等に関する報告
- (3) 研究ノート：日本語教育に関する新規性のある知見や方法などが客観的な形式で導き出されているもの。論文までは研究が進んでいないが、その前段階や基礎としてまとめられているもの。

第4条(論文審査) すべての投稿論文は、編集委員会が委嘱する学会内外の複数の論文審査委員によって匿名式で審査される。審査結果は編集委員会がとりまとめ、「採択」、「修正条件付採択」、「不採択」のいずれかとして投稿者に通知される。修正条件付採択論文は、所定の期間内に一定の修正を行い、編集委員会が認めた場合に採択される。

第5条(投稿者資格) 投稿は、投稿日現在において、当該年度の立教日本語教育実践学会の会員資格を有する者に限られる。筆頭著者に限らず、すべての著者にこの原則が適用される。

第6条(著作権) 本学会誌に掲載された論文、実践報告(調査報告)、研究ノートは、オンライン上で公開される。そのためそれらの著作権は立教日本語教育学会に帰属するものとする。

付則1 この規定は、2013年8月30日の幹事会において承認された。

2 2014年8月 本規定の一部が改正された。